

# 社会福祉法人愛恵会

## 役員及び評議員の報酬並びに実費弁済に関する規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人愛恵会の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬並びに費用等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義)

第2条 この規程で役員とは、理事及び監事をいう。

### (理事会及び評議員会の出席)

第3条 役員(常勤を除く)が理事会並びに評議員会に出席したとき及び評議員が評議員に出席したときは、1日につき6,000円と実費弁済費(1km当たり20円)を支払うことができる。

### (役員及び評議員の報酬)

第4条 理事長が法人及び施設の運営のために、その業務にあたった場合は、週に10,000円と実費弁済費(1km当たり20円)を支払うことができる。

- 2 役員(常勤を除く)及び評議員が釜石、大槌地域内の地域行事、施設行事、その他の諸行事等に出席した場合は、1日につき6,000円と実費弁済費(1km当たり20円)を支払うことができる。
- 3 監事が法人及び施設の運営状況を指導または監査の業務に当たった場合は、1日につき8,000円と実費弁済費(1km当たり20円)を支払うことができる。

### (報酬の総額)

第5条 評議員に対する各年度の報酬総額は、定款第8条に定める額の範囲内とする。  
2 役員の各年度の報酬総額は150万円以内とする。

### (出張報酬及び旅費)

第6条 役員(常勤を除く)及び評議員が、法人業務のため釜石、大槌地域外へ出張する場合は、1日につき8,000円の報酬と旅費を支給することができる。  
2 旅費の金額は旅費規程の常勤理事(施設長理事を含む)による。  
3 旅費等は実情を考慮し、増額することができる。  
4 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

### (報酬の支給方法)

第7条 報酬は、本人名義の金融機関口座に振り込むものとする。  
2 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額を控除して支給する。

(公表)

第8条 この規程をもって、社会福祉法第59条に定める報酬等の支給の基準として公示する。

(規程の改廃)

第9条 この規程の改廃は、法人の評議員会の決議によるものとする。

附 則

- 1 平成21年12月11日第3回理事会制定(H2.1.1施行)
- 2 この規程の施行により「役員の費用弁償に関する規程」は廃止する。

附 則

平成29年5月26日第1回評議員会変更(H9.4.1施行)

附 則

平成29年12月15日第2回評議員会変更(H9.12.15施行)

附 則

令和元年5月27日第1回評議員会変更(R1.5.27施行)

附 則

令和2年9月29日第2回評議員会変更(R2.9.29施行)